

アプリからの口座開設に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は「へきしんアプリ ～スマート管理ぷらす～」(以下「アプリ」といいます) から開設した碧海信用金庫(以下、「当金庫」といいます)の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」、「総合口座規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定、総合口座規定が適用されるものとします。なお、普通預金規定にある決済用預金(無利息型普通預金)については、アプリではお取扱い致しません。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

2. 契約の成立

アプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. 印鑑の届出

アプリからの申込みにより開設された口座の印鑑は、口座開設後に別途当金庫所定の方法により届出てください。印鑑のお届けが完了するまでは、お届け印の押捺が必要な店頭でのお取引など印鑑を用いたお取引はできません。

ただし、既に口座開設店に共通印鑑届を届出されている場合は、お届けのご印鑑にて取扱います。

4. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上